

船橋市旅館業法に基づく衛生に必要な措置等を定める条例第2条第1項
第7号の規定による施設の指定に関する事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、船橋市旅館業法に基づく衛生に必要な措置等を定める条例（平成24年船橋市条例第50号。以下「条例」という。）第2条第1項第7号の規定により、主として児童の利用に供されるもの又は多数の児童の利用に供される施設であって、当該施設の清純な施設環境を保持することが必要と認めるものを市長が指定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(指定施設)

第2条 市長が指定する施設は、市及び県等が設置する施設のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 青少年施設
- (2) 青少年教育施設
- (3) 青年館
- (4) スポーツ施設
- (5) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第7章に規定する母子・父子福祉施設
- (6) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第3章に規定する女性相談支援センター及び女性自立支援施設

(指定の申し出)

第3条 第2条各号に掲げる施設の設置者等は、当該施設について指定を受けようとするときは、別記第1号様式により市長に申し出ることができる。

(報告徴収)

第4条 市長は、必要があると認めるときは、第2条各号に掲げる施設の設置者等から必要な報告を求めることができる。

(指定等)

第5条 市長は、第3条の申し出又は第4条の報告に基づき、施設の清純な施設環境を保持することが必要と認められる施設について、告示により指定するものとする。

2 市長は、第3条の申し出があった場合において、当該申し出に係る施設を指定しない

ときは、別記第2号様式により申し出者に通知するものとする。

(変更等)

第6条 指定を受けた施設の設置者等は、当該施設について、変更又は廃止があったときは、別記第3号様式により市長に届け出るものとする。

2 市長は、第4条の報告又は前項の届出に基づき、当該施設の変更等について、告示するものとする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要領は、令和6年10月9日から施行する。

別記 第1号様式

年 月 日

船橋市長 あて

住所

氏名

船橋市旅館業法に基づく衛生に必要な措置等を定める条例第2条第1項
第7号による施設の指定について

下記の施設について指定を受けたいので、申し出ます。

記

- 1 施設所在地
- 2 施設名称
- 3 設置者住所
- 4 設置者氏名
- 5 施設の種別
- 6 施設の概要
 - (1) 設置目的
 - (2) 施設規模
 - (3) 利用見込
 - (4) その他

別記 第2号様式

年 月 日

様

船橋市長

印

船橋市旅館業法に基づく衛生に必要な措置等を定める条例第2条第1項
第7号による施設の指定の申し出について
年 月 日付で申し出のあった については、下記の理由
により指定しないこととしたので、通知します。

記

別記 第3号様式

年 月 日

船橋市長 あて

住所

氏名

船橋市旅館業法に基づく衛生に必要な措置等を定める条例第2条第1項
第7号による指定施設の変更（廃止）について
下記のとおり変更（廃止）したので、届け出ます。

記

- 1 施設所在地
- 2 施設名称
- 3 変更等の内容
 - (1) 変更
 - ①変更事項
 - ②変更年月日
 - (2) 廃止
 - ①廃止理由
 - ②廃止年月日